

長期未着手の土地区画整理事業の見直し（事務局案）の一覧

(H24. 12. 13)

NO.	名称	計画 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	見直し検討手順					見直し(案)		廃止 面積 (ha)
				1	2	3	4	5			
1	西京極	97.2	97.2	不	→	→	高	高	区域の 全面廃止	密集市街地を含む	97.2
2	太子	227.1	206.3	不	→	→	高	高	区域の 一部廃止	密集市街地を含む	206.3
3	太秦	100.2	100.2	不	→	→	高	高	区域の 全面廃止	密集市街地を含む	100.2
4	伏見	85.2	85.2	適	無	無	高	高	区域の 全面廃止	密集市街地を含む	85.2
5	松ヶ崎	101.5	101.5	適	無	無	高	高	区域の 全面廃止	密集市街地を含む	101.5
6	山科 東部	251.6	251.6	適	無	無	低	→	区域の 全面廃止		251.6
7	洛北 第一	94.5	9.8	適	無	無	低	→	区域の 一部廃止		9.8
8	洛北 第二	120.0	66.7	適	無	無	低	→	区域の 一部廃止		66.7
9	洛北 第三	55.5	22.9	不	→	→	低	→	区域の 一部廃止		22.9
10	洛西 第一	79.0	5.9	不	→	→	低	→	区域の 一部廃止		5.9
11	洛西 第二	98.1	1.5	不	→	→	低	→	区域の 一部廃止		1.5
12	洛西 第三	10.0	10.0	不	→	→	低	→	区域の 全面廃止		10.0
13	上鳥羽 南部	166.8	15.8	不	→	→	低	→	区域の 一部廃止		15.8
合計		1,486.7	974.6						廃止合計		974.6
									施行区域の全面廃止 (6地区)		645.7
									施行区域の一部廃止 (7地区)		328.9

区域の全面廃止：土地区画整理事業の計画区域がすべて未着手であり、計画区域のすべてを廃止

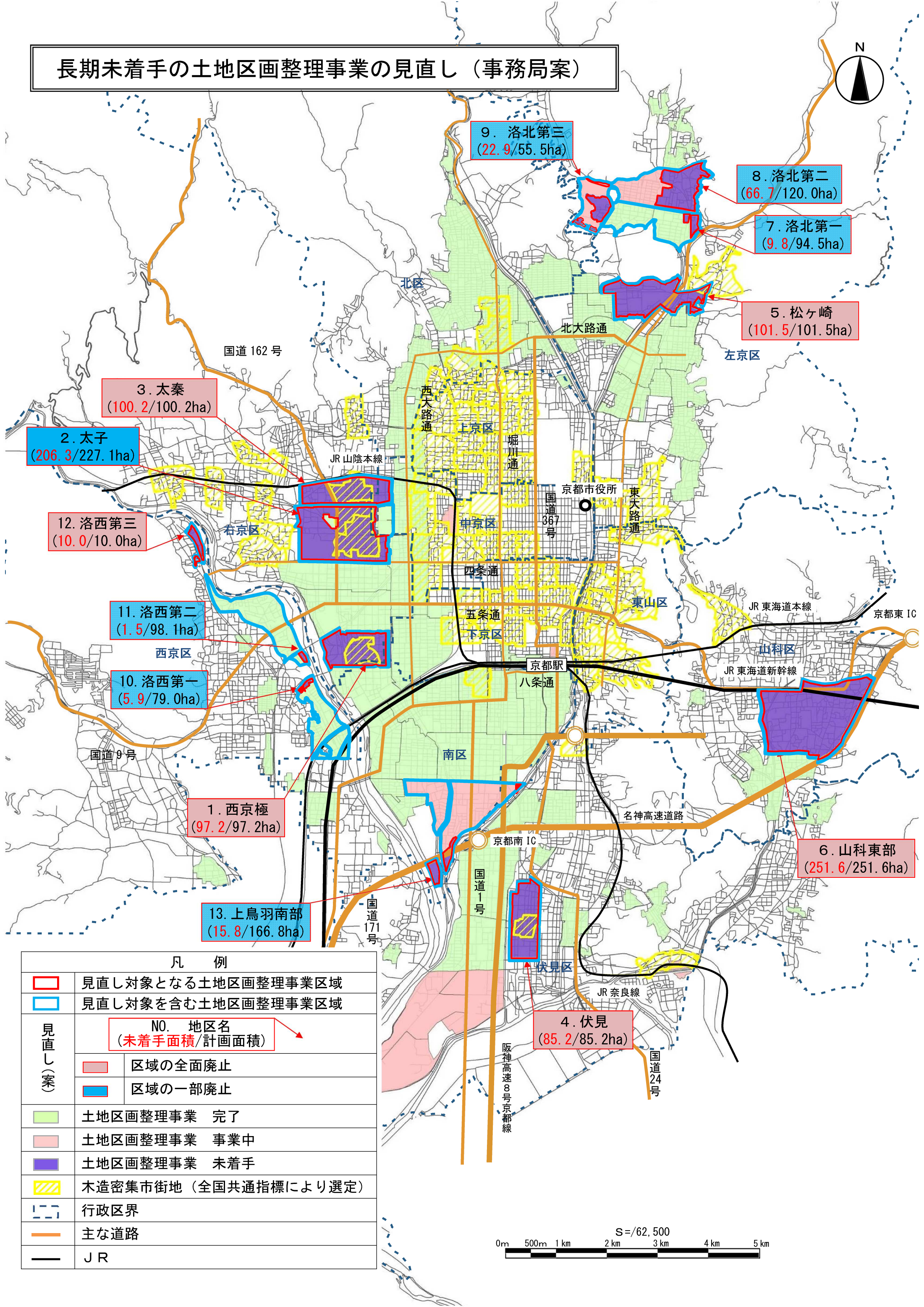
区域の一部廃止：土地区画整理事業の一部が未着手であり、未着手区域を廃止

※ 完成又は事業中の区域は廃止しません。

※見直し検討手順は1「都市計画決定理由の検証」適(適合)or 不(不適合), 2「上位計画等での位置付けの有無」有 or 無, 3「事業化の見通しの有無」有 or 無, 4「木造密集市街地の改善の必要性」高 or 低, 5「市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」高 or 低の判断結果を示す。(→)は手順上、評価しない項目を示す。

密集市街地：「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）において、全国共通指標に基づき選定された木造密集市街地

長期未着手の土地区画整理事業の見直し（事務局案）



凡 例		
	見直し対象となる土地区画整理事業区域	
	見直し対象を含む土地区画整理事業区域	
見直し(案)	NO. 地区名 (未着手面積/計画面積)	
		区域の全面廃止
		区域の一部廃止
	土地区画整理事業 完了	
	土地区画整理事業 事業中	
	土地区画整理事業 未着手	
	木造密集市街地（全国共通指標により選定）	
	行政区界	
	主な道路	
	J R	

S=1/62,500
0m 500m 1km 2km 3km 4km 5km